公　示　送　達　書

栗原市告示第264号
令和8年11月6日

宮城県栗原市長　　佐藤　智

督促状（令和８年度軽自動車税第１期）を下記の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、当市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達する書類名	督促状（令和８年度軽自動車税第１期）

送達を受けるべき者	住　所	氏　名
	宮城県栗原市築館源光９番５６号ハイツ佐藤１０１号	濁沼　一昭
	以下余白	

（注意）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。